

横須賀市行政改革推進委員会
平成 27 年度第 2 回会議
会 議 概 要

- 日 時：平成 28 年 2 月 2 日（火）14：00～15：30
- 場 所：職員厚生会館 4 階 第 3 研修室
- 出席者：行政改革推進委員会委員
伊藤委員、田丸委員（委員長）、望月委員、平松委員
宮島委員、濱田委員、小野委員、安藤委員
事務局
藤崎行政改革推進担当課長、中島課長補佐、佐藤
古谷政策・自治基本条例担当課長
石渡財政課長
藤田施設配置適正化担当課長
- 欠席者：高橋委員、藤枝委員
- 傍聴者：なし
- 議 事：（1）平成 28 年度第 2 次行政改革プラン改定状況について
（2）公共施設の総合的・効率的な管理・活用について
（3）答申について
- 資 料：資料 1 平成 28 年度第 2 次横須賀市行政改革プラン改定状況
資料 2-1 横須賀市施設配置適正化計画（概要版）
資料 2-2 横須賀市施設配置適正化計画

概 要

1 開 会

【事務局が開会】

2 議 事

（1）平成 28 年度第 2 次行政改革プラン改定状況について

【事務局の説明の後、質疑等を実施】

委員

- ・ 「公共用水域水質調査の見直し」について、対象の項目が過去 3 年間検出されなかったため、調査頻度を減らすこととしているが、法的に問題はないのか。また、こうした調査は長期的な推移を見ていると思われるので、検出されないからといって大幅に頻度を減らしてしまってもよいのか。

- ・ 「事業の終了に伴う常勤職員の削減」について、例えば国勢調査の終了に伴い常勤職員 1 人を削減しているが、該当する職員は調査実施のために新規採用したのではなく、他の部局や係から補充していると思われる。この場合、調査の終了に伴い削減するのではなく、元の部局等に戻すべきではないか。一時的な事業の終了の度に職員を削減し続けてしまうと、職員数が足りなくなってしまうのではないか。

事務局

- ・ 「公共用水域水質調査の見直し」について、法的に問題はない。
- ・ また、大幅に頻度を減らしたことに関しては、事業を担当する部課が、現場の状況を踏まえて 2 回に減らすと判断しており、万が一、該当項目が検出されることがあれば、回数を増やして対応していきたいと考えている。

事務局

- ・ 今回見直しの対象となった項目は、「ノニルフェノール」という界面活性剤等に使われる物質で、神奈川県や横浜市も同様に年 2 回の実施となっている。こうした他の自治体の状況も踏まえて、調査頻度を削減することとした。

事務局

- ・ 「事業の終了に伴う常勤職員の削減」について、職員数の管理は、退職者分を新規採用しないことにより職員数を削減するなど市全体で行っているため、属人的に管理しているわけではなく、事業の終了に伴い元の部局等に戻すわけではない。
- ・ また、行政改革プランでは、職員の削減分のみを掲載しているため、職員数全体の動きを把握しているわけではない。
- ・ なお、改定状況においても各年度の常勤職員削減数を掲載しているが、職員定数で見ると平成 26 年度は 26 人増、平成 27 年度は 18 人増、平成 28 年度も増加予定で、各事業の実施に必要な人員を増やしている状況である。

委員

- ・ 新規事業の実施に伴う職員の増加分は、行政改革プランには掲載していないことでよいか。

事務局

- ・ そのとおりである。

委員

- ・ 行政改革プランにおける表現の問題であると感じる。「職員数の適正化」として取り組んでいるのであれば、職員の削減分、増加分の両方をプランに掲載するべきではないか。
- ・ また、「公共用水域水質調査の見直し」のような細かい事業の見直しは、行政改革と言えるのか。行政改革プランに掲載する取り組みとしては細かすぎると感じる。

事務局

- ・ 常勤職員の削減に関しては、現在の第2次行政改革プランが職員の削減分のみを掲載しており、その進行管理として改定を行っているため、今回の改定状況においても削減分のみを対象としている。職員数の増減に係る表現は、今後の課題として検討していきたい。
- ・ 細かい事業の見直しを掲載している点については、ご指摘のとおり、本来行政改革は、制度改正や組織の改編を指すものであると認識している。
- ・ しかし、これまで10年以上行政改革を推進してきた中で、制度改正など規模の大きい見直しが少なくなってきたとおり、細かい見直しを掲載せざるを得ない状況というのが実情である。
- ・ 事務局としても計画としてバランスが良くない面もあると感じているが、こうした状況を踏まえ、今回の行政改革プランでは各部局が提案してきた細かい見直しも盛り込んで取り組んでいくこととしている。

委員

- ・ 福祉分野など行政の担う業務は増加傾向にあり、常勤職員だけでなく非常勤職員等も増加している。常勤職員の削減だけが行政改革であると一概に言えない状況にあると感じる。

委員長

- ・ 職員数の増減に関する整理の仕方は、委員会としての今後の課題とし、次期の行政改革プラン策定の際に検討していくこととしたい。

委員

- ・ 「こども政策アドバイザー」として委嘱している3人の専門委員について、詳しく説明してほしい。

事務局

- ・ NPO 法人フローレンス代表理事として病児保育室の開設や待機児童対策に取り組んでいる駒崎弘樹氏、株式会社ワーク・ライフバランス代表取締役として企業の働き方の見直し等に取り組んでいる小室淑恵氏、東京大学教授で乳幼児の心理や行動の研究をしている開一夫氏の3人を専門委員として委嘱している。
- ・ 「こども政策アドバイザー」からは、子育て・教育施策の方向性に係る助言を受けるとともに、市の施策をSNSで情報発信するなどの役割を担ってもらっているが、具体的な施策の実行段階に移ってきたため、所期の目的を達成したとして廃止することとした。

委員

- ・ 「利用計画のない市有財産の処分」について、売却見込みの市有財産は何件あるのか。

事務局

- ・ 売却見込みの市有財産のうち主なものは、旧大津行政センター敷地、婦人会館敷地、旧救急医療センター敷地、旧衛生試験所敷地の4件である。
- ・ その他、数件の廃止道路敷地を含めて売却額を見込んでいる。

委員

- ・ 「学校用務員業務の配置の見直し」について、どのように配置を見直すのか説明してほしい。

事務局

- ・ 学校用務員に関して、定年退職する正規職員を再任用職員で補充する取り組みを配置の見直しとしている。

委員

- ・ 「外郭団体の健全な運営」として各団体の健全な運営に向けて取り組むこととしているが、現在、赤字となっている団体はあるか。

事務局

- ・ 単年度ごとに見れば赤字になった年度がある団体はあるが、累積赤字となっている団体は現在ない。平成26年度の決算で見ると約半分の団体が単年度赤字となっている。

委員

- ・ その年度の収入が少なかったことが、単年度赤字となった理由か。

事務局

- ・ 本市の外郭団体は、公益財団法人や公益性の高い事業を実施している団体が多い。こうした団体は、性質上、収益をため込まず毎年度収支が均衡するよう運営しているため、結果的に赤字になる年度がある。

委員

- ・ 公益財団法人は、人件費分を担保できればよいということか。

事務局

- ・ できるだけ多くの公益事業を実施できるよう運営することが、公益財団法人として望ましい形である。

委員

- ・ 「産業振興財団の見直し」に関しては、どのような取り組みか。

事務局

- ・ 産業振興事業の一部を市から産業振興財団に移管し、経済分野に精通した財団職員が事業を担当することによって、産業振興の活性化を目指すこととしている。

委員

- ・ 「市営住宅ストック総合活用計画の推進」において、老朽化した市営住宅を廃止し、入居者を他の市営住宅等への移転させることとしているが、横須賀市の市営住宅の入居率はどれくらいなのか。

事務局

- ・ 老朽化した住宅の廃止に伴い移転する入居者のために空けている住宅を除けば、入居率はほぼ 100 パーセントである。
- ・ なお、市営住宅の募集状況については、平成 26 年 5 月の募集では募集戸数 63 戸に対して 761 人の応募があり倍率が約 12 倍、平成 26 年 11 月の募集で募集戸数 41 戸に対して 627 人の応募があり倍率が約 15 倍となっている。

委員長

- ・ その他のご質問等なければ、本委員会は平成 28 年度第 2 次行政改革プラン改定状況について、計画の追加及び見直しが行われていることを確認したということによいか。

各委員

- ・ 異議なし

(2) 公共施設の総合的・効率的な管理・活用について

【事務局の説明の後、質疑等を実施】

委員

- ・ 施設の在り方に関する方針において、「施設サービスからソフトサービスへ転換する」とあるが、具体的にはどのような取り組みか。

事務局

- ・ 例えば、老人福祉センターは囲碁や将棋、カラオケ等ができる部屋のほかにお風呂があり、60 歳以上の市民が無料で利用している。あくまで仮の話であるが、老人福祉センターを廃止する代わりに民間の浴場の利用券を配付するといった取り組みを行うことなどが、施設サービスからソフトサービスへの転換の例として挙げられる。

委員

- ・ 学校教育系施設の縮減案として、統廃合を検討する小学校が 9 校、縮小を検討する小学校 19 校としているが、市立小学校は全部で 28 校あり、そのうち 9 校について、統廃合を検討するということか。

事務局

- ・ 本市には全部で 46 校の小学校があり、そのうちクラス替えのできない学年がある 11 学級以下の小学校 9 校を統廃合の検討対象としている。

委員

- ・ 学校教育系施設の縮減を考えるにあたり、市内の町ごとの人口の将来推計やまちづくりの方向性、学校を廃止した後の具体的な対応策などを合わせて掲載しなければ、施設配置適正化のイメージができないのではないか。
- ・ また、市の方向性として、新しい施設は残し、古い施設は廃止するといった基準を示した方が分かりやすいのではないか。

事務局

- ・ 学校に関しては市民の関心が高く、地域の歴史的背景もあるため、廃止することに抵抗感がある市民も多い。
- ・ 現在、小中学校の適正配置に係る審議会を設置し、適正配置に関する基本方針の見直しを検討しており、その結果を踏まえて、具体的な学校の見直しを検討する予定である。
- ・ 施設配置適正化計画について、まちづくりの視点がないという意見があることは承知している。しかしながら、今後多くの施設が更新時期を迎えるにあたり、廃止・縮小を進めていかなければならない状況にある。
- ・ そのため、施設ごとの具体的な検討を行っていくにあたり、廃止・縮小の方針とまちづくりの視点での議論は、両輪として進めていかなければならないと考えている。
- ・ また、施設配置適正化計画は、市の総合計画の基本計画の策定に合わせて見直しを行うこととしているため、見直しの際にまちづくりの視点に関する議論も行うべきであると考えている。

(3) 答申について

委員長

- ・ 前回の第1回委員会で「行政改革に係る計画について」諮問を受け、平成26年度実績について審議を行い、本日の第2回の委員会では、平成28年度改定状況について審議を行うとともに、施設配置適正化計画について担当課長から説明をいただいた。
- ・ 各委員に答申書の作成方法について諮りたい。本日、事務局が答申書の案を作成しているため、これをもとに議論を進めたいと思うがいかがか。

各委員

- ・ 異議なし

【事務局が答申書（案）を説明】

委員長

- ・ 答申書の案について意見や質問はあるか。

委員

- ・ 事務局の案でよいと思う。

委員長

- ・ その他に意見等がないため、この答申書の案で、本日付けで答申することとしてよいか。

各委員

- ・ 異議なし

3 閉 会

事務局

- ・ 次回は平成 28 年 8 月を予定している。
- ・ これで本日の会議は終了となる。